



4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されます。

自転車は車の仲間です。交通ルールを正しく理解し、交通事故を防ぎましょう。

#### ■ 交通反則通告制度(青切符)とは

比較的軽微な交通違反をした人に、反則金の納付が通告され、反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。新たに導入される自転車の違反行為は113種類で、対象や違反行為、反則金額は次の通りです。

▼ 対象 16歳以上。

▼ 主な違反行為と反則金額 携帯電話使用など=1万

ID 1003485

2000円、信号無視・右側通行など=6,000円、イヤホンの使用(必要な音が聞こえないなどの場合)・一時停止・傘差しなど=5,000円、二人乗りなど=3,000円。

#### ■ 自転車ルールブック(警察庁)

制度導入の背景や基本的なルール、指導取り締まりの考え方などが掲載されています。

#### ■ 「自転車の交通ルール」を展示

▼ 日時 3月9~13日。

▼ 会場 市役所1階市民ホール。

問 中央警察署(623)0110、東警察署(610)0110、南警察署(653)0110、生活安心課(632)2264



▲ 警察庁「自転車ルールブック」